

## 宜野座村地域福祉センター管理規程

平成 4年5月22日 制定

平成 13年4月1日一部制定

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会定款第2条第8号に基づき、宜野座村地域福祉センター（以下『福祉センター』という。）の管理運営について必要な事項を定める。

### (名称及び位置)

第2条 この福祉センターの名称は宜野座村地域福祉センターと称し、宜野座村字惣慶1898番地に置く。

### (職員及び職務)

第3条 福祉センターに館長及び、清掃員その他必要な職員を置く。

- 2 館長は福祉センターの管理運営にあたり、職員を指導監督する。
- 3 清掃員、その他の職員は、館長の命を受け分担業務を処理する。

### (事業)

第4条 福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者及び身体障害者を対象としたデイサービス事業。
- (2) 村民の生活向上のため、各種相談に関すること。
- (3) 村民の文化教養の向上及び福祉の向上に関すること。
- (4) 各種福祉関係機関・団体の連絡会議、社会福祉の推進を図ることを直接の目的とした会議、研修、その他、福祉事業に関すること。
- (5) 老人、身体障害者（児）の機能回復訓練及び村民の健康維持増進のため施設の供与に関すること。
- (6) その他、館長が必要と認める事業。

### (開所及び閉所)

第5条 福祉センターは原則として午前8時30分に開所し、午後5時15分に閉所する。ただし、館長が特に必要と認めた場合は適宜に変更することができる。

### (休館日)

第6条 福祉センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日
  - (2) 慽靈の日（6月23日）
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで。
- 2 前項の規程にかかわらず、館長は特に必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休日を設けることができる。ただし、休館日に使用を申込み、これを館長が適当と認めるときは、開館することができる。

(使用許可)

第7条 福祉センターを使用する者は、その3日前までに福祉センター使用許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならぬ。ただし、緊急を要するときは、その限りではない。

(使用の心得)

第8条 使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用する責任者は、使用する前に福祉センター受付に申し出ること。
- (2) 危険物または動物を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙または下記を使用しないこと。
- (4) 許可なく物品を展示、販売または下記を使用しないこと。
- (5) 許可なく立看板、貼紙等またはこれに類する行為をしないこと。
- (6) 使用後はもとの状態に復し、または館長の場へ返還すること。
- (7) 使用許可を受けた以外の施設または設備を使用しないこと。
- (8) その他、管理上の必要から職員が行う指示または指導を守ること。

(使用の制限)

第9条 館長は第7条の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号に該当しない場合は、使用を許可しない。

(使用許可の取り消し)

第10条 使用者が次の各号に該当すると館長が認めた場合には、館長は使用許可を取り消し、または、使用中の中止を命ずることができる。

- (1) 使用目的に違反したとき。
- (2) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (3) 使用中、遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (4) 災害その他特別の事由によりセンターを利用することができないと認めたとき。

(損傷の届出及び倍賞)

第11条 福祉センターの使用者が、施設または設備を汚損若しくは忘失したときは直ちに館長に届出なければならない。